

第17号議案

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

後期高齢者医療の保険料に係る軽減特例の見直しに準じ、国民健康保険税の減免の特例を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第15条を次のように改める。

(国民健康保険税の減免の特例)

第15条 平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に係る第27条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「減免については」とあるのは、「減免であって、第3条第2項から第4項までに規定する被保険者均等割額並びに同条第2項及び第3項に規定する世帯別平等割額に係るものについては」とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。